

平成 30 年度第 8 回三次市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成 30 年 11 月 5 日（月）午後 1 時 30 分から午後 2 時 49 分
2. 開催場所 三次市役所 6 階 601 号室
3. 出席委員(18 人)

1 番 有重 貢	2 番 池本 秀雄	3 番 上田 憲昭	4 番 大前 万寿美
5 番 近藤 幸恵	6 番 田村 弘文	7 番 寺重 茂晴	8 番 西田 峯雄
9 番 橋本 正二	10 番 橋本 洋資	12 番 平尾 敏之	13 番 平田 真一
14 番 廣瀬 勝秀	15 番 福田 博之	16 番 藤川 範雄	17 番 箕田 英紀
18 番 向井 泰治	19 番 桃田 義文		
4. 欠席委員(1 人)

11 番 林 敏明

5. 議事日程
 - 報告第 27 号 利用権の終了（農用地利用集積計画）について
 - 報告第 28 号 農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について
 - 議案第 47 号 農地法第 3 条について
 - 議案第 48 号 農地法第 4 条第 1 項について
 - 議案第 49 号 農地法第 5 条第 1 項について
 - 議案第 50 号 農用地利用集積計画について
 - 議案第 51 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見について

6. 農業委員会事務局職員

日野事務局長 上岡係長 長谷川主任

7. 会議の概要

局長 只今から、平成 30 年度第 8 回三次市農業委員会総会を開会いたします。
まず、橋本会長から開会のごあいさつをお願いいたします。

(会長あいさつ)

局長 それでは会議に入ります。これからは、三次市農業委員会総会会議規則第 5 条の規定により会長が総会の進行を行います。

議長 それでは規定により、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席委員数をご報告いたします。只今の出席委員は 18 人であります。よって、総会は成立いたします。

林 委員、から一身上の都合により欠席する旨の通知がありましたので報告いたします。

本日の議事録署名者に、池本委員・上田委員の両名を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、平成 30 年度第 8 回三次市農業委員会総会を開会します。

議長 本日の日程について、事務局から説明を求めます。

局長 失礼いたします。それでは、本日の議事日程についてご説明いたします。

報告案件が、報告第 27 号及び報告第 28 号の 2 件です。

議案が、議案第 47 号から議案第 51 号までの 5 議案です。慎重にご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 議事日程に従い、報告第 27 号及び報告第 28 号について事務局から順次説明を求めます。

局長 報告第 27 号「利用権の終了（農用地利用集積計画）」について 157 件ご報告いたします。

内容は、10 月 10 日までに、利用権設定の解約の申出があったものです。

詳細については、議案書の 1 ページから 84 ページに掲載していますのでご一読ください。

報告第 28 号「農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）」について 3 件ご報告いたします。

内容は、10 月 10 日までに、相続等による所有権移転の届出があったものです。

詳細については、85 ページから 87 ページに掲載していますのでご一読ください。

報告は、以上です。

議長 報告第 27 号及び第 28 号を報告いたしました。

報告 2 件について、質問があればどうぞ。

(質問なし)

議長 議案第 47 号「農地法第 3 条」について事務局から、順次説明を求めます。

局長 議案第 47 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について 8 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

88 ページをお開きください。

申請番号 8-1 土地の所在が、石原町_____, 地目は田で、面積が 894 m²、譲渡人が、石原町_____, ●● ●●さん、譲受人が、石原町_____, ▲▲ ▲▲さん、経営状況は、本件農地を合わせて、譲受人 1,400 m²、申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

13 番 申請地は、▲▲さんの自宅前の農地で、▲▲さんは間もなく定年退職を迎えられ、近くに里の駅もでき、野菜を販売できる環境が整ったということで、ニンニクを中心に栽培されます。問題ないものと思われま。審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 8-1 を決めます。
次に申請番号 8-2 の説明を求めます。

局 長 申請番号 8-2 土地の所在が、四拾貫町_____, 地目は田で、面積が 1,501 m², 譲渡人が、四拾貫町_____, ●● ●●さん, 譲受人が、庄原市中本町 1 丁目_____, ▲▲ ▲▲さん, 経営状況は、譲受人 14,497.1 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 譲渡人の●●さんは、高齢で農業をすることができません。申請地は無許可で土砂を入れられています。譲受人の▲▲さんの方で、農地改良を行い、隣地への土砂の流入防止、排水路の設置等を指導しています。▲▲さんは取得後、果樹を栽培されます。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 8-2 を決めます。
次に申請番号 8-3 の説明を求めます。

局 長 申請番号 8-3 土地の所在が、君田町茂田字宮本_____, _____, _____, 地目は、すべて畑で、面積の合計が 1,226 m², 譲渡人が、君田町茂田_____, ●● ●●さん, 譲受人が、君田町茂田_____, ▲▲ ▲▲さん, 経営状況は、譲受人 7,234 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

18 番 譲受人の▲▲さんが 10 年以上耕作されてきた農地で、今回双方の合意で譲り受けるものです。譲受人は 72 歳と高齢ですが、農業機械の運転等は娘さんが行っており、今後も継続して農業が行われるものと思っています。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 8-3 を決めます。
次に申請番号 8-4 の説明を求めます。

局 長 申請番号 8-4 土地の所在が、三良坂町三良坂字反_____, _____, 地目は、すべて畑で、面積の合計が 367 m², 譲渡人が、三良坂町三良坂_____, ●● ●●さん, 譲受人が、三良坂町三良坂_____, ▲▲ ▲▲さん, 経営状況は、譲受人 1,211 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。
なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

16 番 譲渡人は近々県外へ転出される予定で、所有農地を手放したいと思っておられました。譲受人は最近まで畑を借りて耕作されていましたので、話がまとまり売買となりました。譲受人は農業用機械を保有され、効率的な利用が見込まれます。また、農地取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと思われます。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 8-4 を決めます。
次に申請番号 8-5 の説明を求めます。

局 長 申請番号 8-5 土地の所在が、和知町_____, 地目は田で、面積が 2,892 m², 譲渡人が、和知町_____, ●● ●●さん, 譲受人が、和知町_____, 株式会社 ▲▲▲▲, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。
譲受人は、経営を、個人から農地所有適格法人に移行して行うもので、法人としては新規営農です。
なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

事務局 本日委員欠席のため事務局から説明いたします。譲渡人の●●さんは、数年前から体調を崩され、夏場の草刈り等が思うようにいかず、農地を手放したいと考えられていました。このたび 12 名の従業員で約 1 ha の農地にビニールハウスを設置され苗ものを中心に栽培されています。譲受人は、今回取得の農地を含めてすべての農地を管理される意思を持っておられます。周辺農地の農業上の利用に支障がないものと思われます。なお、株式会社 ▲▲▲▲は、農地所有適格法人です。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 8-5 を決めます。
次に申請番号 8-6 の説明を求めます。

局長 申請番号 8-6 土地の所在が、廻神町_____, _____, 地目は、すべて田で、面積の合計が 1,383 m², 譲渡人が、廻神町_____, ●● ●●さん, 譲受人が、廻神町_____, ▲▲ ▲▲さん, 経営状況は、譲受人 3,728 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

15 番 第 6 回総会で審議承認した土地の隣接地で、ワイン用のブドウの植栽を目的に田を購入されます。近隣農地の所有者に集まってもらって説明会を行われ、反対意見等もありませんでした。なお、前回取得地と合わせてブドウ団地の形に農地改良されます。審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 8-6 を決めます。
申請番号 8-7 と申請番号 8-8 は関連がありますから、合わせて議案としたいと思います。事務局から一括して説明してください。

局長 申請番号 8-7 と申請番号 8-8 の譲渡人は、広島市中区堺町 1 丁目_____, ●● ●●さん, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

申請番号 8-7 土地の所在が、甲奴町宇賀字品谷_____, 地目は田で、面積が 1,268 m², 譲受人が、甲奴町宇賀_____, ▲▲ ▲▲さん, 経営状況は、譲受人 13,658 m²です。

申請番号 8-8 土地の所在が、甲奴町宇賀字品谷_____, 地目は田で、面積が 1,806 m², 譲受人が、甲奴町宇賀_____, ■■ ■■さん, 経営状況は、譲受人 13,364 m²です。

なお、本 2 件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

6 番 申請地は両件ともに譲受人が以前から耕作されており、保有して農機具の状況などからみて効率的な利用が見込まれます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 賛成多数，異議なしと決めます。

議案第 47 号「農地法第 3 条」については，申請番号 8-1 から申請番号 8-8 までを，異議なしと決めます。

議案第 48 号「農地法第 4 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

局長 議案第 48 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請」について 1 件，ご説明申し上げますので，ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

90 ページをお開きください。

申請番号 8-1 土地の所在が，吉舎町雲通字垣内_____，地目は田で，面積が 30 m²，申請人が，吉舎町雲通_____，●● ●●さん，申請内容は，墓地の整備です。

申請地は，農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから，第 2 種農地と判断されます。墓地埋葬法許可見込みです。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

1 番 申請地は，白菜等を栽培するなど畑として利用されています。今までの墓地が 7 月の豪雨災害で被災され，直すにも場所が 1 キロ離れているため，自宅近くへの移設を計画されました。隣接地は●●さんの農地のため問題ありません。墓地埋葬法許可見込みです。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 （全員挙手）

議長 賛成多数，異議なしと決めます。

議案第 48 号「農地法第 4 条第 1 項」について，申請番号 8-1 を異議なしと決めます。

議案第 49 号「農地法第 5 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

申請番号 8-1 から申請番号 8-4 は関連がありますから，合わせて議案としたいと思います。事務局から一括して説明してください。

局長 議案第 49 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請」について，8 件ご説明申し上げますので，ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

91 ページをお開きください。

申請番号 8-1 から申請番号 8-4 の，譲渡人が，庄原市川北町_____，●● ●●さん，譲受人が，庄原市東本町 2 丁目_____，有限会社 ▲▲▲▲，申請内容は，太陽光発電施設の整備です。

申請番号 8-1 土地の所在が，吉舎町海田原字梶梨_____，地目は田で，面積が 1,263 m²です。

申請番号 8-2 土地の所在が，吉舎町海田原字曾根田_____，地目は田で，面積が 1,928 m²です。

申請番号 8-3 土地の所在が，吉舎町海田原字馬場_____，_____，_____，地目は，すべて田で，面積の合計が 1,997 m²です。

申請番号 8-4 土地の所在が，吉舎町海田原字馬場_____，地目は田で，面積が

600 m²です。

本4件の申請地は、いずれも中国横断自動車道「尾道松江線」吉舎インターチェンジ出入口の周囲おおむね300m以内にあることから、第3種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定見込みです。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

1番 申請番号8-1は近年耕作されておらず、他は水稻等を栽培していました。譲渡人の●●さんは、農地を相続されましたが維持管理が困難で、後継者もいないため、同じ庄原市で事業をしている有限会社▲▲▲▲に相談し話がまとまりました。隣接所有者、近所の同意は得ています。申請面積は妥当と考えます。農地は整地し、防草シートを設置されます。雨水は水路へ、汚水は発生しません。再生可能エネルギー発電事業計画認定見込みです。審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め、申請番号8-1から8-4を決めます。
次に申請番号8-5の説明を求めます。

局長 申請番号8-5 土地の所在が、南畑敷町_____, 地目は田で、面積が1,914 m², 譲渡人が、南畑敷町_____, ●● ●●さん, 譲受人が、畠敷町_____, ▲▲▲▲株式会社, 申請内容は、店舗及び工場の建築です。
申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第3種農地と判断されます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

3番 ▲▲▲▲株式会社が業務拡大され店舗等建築されるものです。商業地域にあり、他の農地へ隣接しておらず問題ありません。審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め、申請番号8-5を決めます。
次に申請番号8-6の説明を求めます。

局長 申請番号8-6 土地の所在が、東酒屋町_____, 現況地目は畑で、面積が455 m², 譲渡人が、東酒屋町_____, ●● ●●さん, 譲受人が、南畑敷町_____, ▲▲▲▲さんと、■■ ■■さんで、持分はそれぞれ2分の1, 申請内容は一般住宅の建築です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

17 番 申請地は、以前から耕作されていません。この度、両者の合意で売買となりました。面積は駐車場含めて一般住宅として問題ないと思います。雨水は市道側溝へ排水されます。住宅化が進んでいる地域で問題ないと思います。審議のほどよろしく願います。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 8-6 を決めます。
次に申請番号 8-7 の説明を求めます。

局 長 申請番号 8-7 申請番号 8-7 は、保留とします。
理由は、現地確認時に転用者が欠席で事業計画の詳細が確認できないためです。

議 長 次に申請番号 8-8 の説明を求めます。

局 長 申請番号 8-8 土地の所在が、畠敷町_____, _____, _____, 現況地目は、すべて田で、面積の合計が 1,246 m², 譲渡人が、畠敷町_____, ●● ●●さん, 譲受人が、安芸郡府中町本町 5 丁目_____, ▲▲▲▲ 株式会社, 申請内容は、太陽光発電施設の整備です。

申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 申請地は、●●さんが高齢で施設に入所され農地を耕作される方がいません。後継者の息子さんも広島市に住まれ管理ができません。そのため太陽光発電施設の設置となりました。周辺は住宅地となっており農地と隣接していません。防草シートを設置されます。排水は既存の水路へ排水します。審議のほどよろしく願います。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 賛成多数、異議なしと決めます。
議案第 49 号「農地法第 5 条第 1 項」について、申請番号 8-7 を除き、申請番号 8-1 から申請番号 8-8 までを異議なしと決めます。
議案第 50 号「農用地利用集積計画」について事務局から説明を求めます。

局 長 議案第 50 号「農用地利用集積計画」について、ご説明申し上げます。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を策定したいので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。
223 ページの議案総括表をご覧ください。

件名の欄が、合計欄を除き、上下 2 段になっていますが、農地中間管理権の取得にともなうものの集計が下の欄、それ以外のものの集計が上の欄です。

貸借権設定について、農地中間管理権の取得に関係しないものが、7 件で 56,226 m²、農地中間管理権の取得にともなうものが、195 件で 1,115,684.28 m²、合計が、202 件で 1,171,910.28 m²です。

各申請については 94 ページから 222 ページに掲載しておりますのでご一読をお願いします。以上です。

議長 質問、意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは、議案第 50 号「農用地利用集積計画」について、異議ございませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 50 号「農用地利用集積計画」について、承認することに決めます。

議案第 51 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について事務局から説明を求めます。

局長 恐れ入りますが、資料の差し替えをお願いします。

配分計画の配分先に誤りがありましたので、議案書の 226 ページ及び 282 ページから 284 ページについて、本日お配りしたお手元の資料とお差し替えくださいますようお願いいたします。

議案第 51 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようお願いいたします。

事務局 本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地中間管理機構を介して行われる農用地利用配分計画について意見を求められたもので、226 ページの照会に対して、299 ページのとおり、適当と認める旨回答しようとするものです。

次に、配分計画の内訳につきましては、1 件目、227 ページ、糸井地区で作成されている人・農地プラン（平成 30 年度）に基づき、プランの担い手である農事組合法人 ●●●●に、農地 148 筆、191,236 m²を転貸するものです。法人の利用権設定更新時期によるものです。2 件目、236 ページ、糸井地区で作成されている人・農地プラン（平成 30 年度）に基づき、プランの担い手である農事組合法人 ●●●●に、農地 8 筆、9,612 m²を転貸するものです。契約期間は 5 年間。法人の利用権設定更新時期によるものです。3 件目、239 ページ、有原地区で作成されている人・農地プラン（平成 27 年度）に基づき、プランの担い手である農事組合法人 ▲▲▲▲に、農地 10 筆、21,708 m²を転貸するものです。4 件目、242 ページ、布野町の室谷地区で作成されている人・農地プラン（平成 29 年度）に基づき、プランの担い手である農事組合法人 ■■■■に、農地 110 筆、157,069 m²を転貸するものです。法人の利用権設定更新時期によるものです。5 件目、250 ページ、布野町の本谷地区で作成されている人・農地プラン（平成 29 年度）に基づき、プランの担い手である農事組合法人 ★★★★★に、農

地 257 筆, 329,871 m²を転貸するものです。法人の利用権設定更新時期によるものです。6 件目,264 ページ, 三和町の大力谷地区で作成されている人・農地プラン(平成 28 年度)に基づき, プランの担い手である農事組合法人 ◆◆◆◆に, 農地 295 筆, 340,366 m²を転貸するものです。法人の利用権設定更新時期によるものです。7 件目,279 ページ, 三和町の大力谷地区で作成されている人・農地プラン(平成 28 年度)に基づき, プランの担い手である農事組合法人 ◆◆◆◆に, 農地 4 筆, 5,938 m²を転貸するものです。契約期間は 5 年。法人の利用権設定更新時期によるものです。8 件目,282 ページ, 三良坂町の田利郷地区で作成されている人・農地プラン(平成 26 年度)に基づき, プランの担い手である株式会社 ▼▼▼▼に, 農地 3 筆, 6,912 m²を転貸するものです。9 件目, 284-2 ページ, 三良坂町の田利郷地区で作成されている人・農地プラン(平成 26 年度)に基づき, プランの担い手である有限会社 ○○○○に, 農地 4 筆 2,244 m²を転貸するものです。10 件目, 285 ページ, 向江田地区で作成されている人・農地プラン(平成 28 年度)に基づき, プランの担い手である株式会社 △△△△に, 農地 5 筆, 6,795 m²を転貸するものです。11 件目, 288 ページ, 寺町地区で作成されている人・農地プラン(平成 29 年度)に基づき, プランの担い手である株式会社 △△△△に, 農地 3 筆, 5,584 m²を転貸するものです。12 件目, 291 ページ, 小文地区で作成された人・農地プラン(平成 29 年度)に基づき, プランの担い手である合同会社 □□□□に農地 42 筆, 31,602 m²を転貸するものです。13 件目, 296 ページ, 小文地区で作成された人・農地プラン(平成 29 年度)に基づき, プランの担い手である☆☆ ☆☆さんに農地 42 筆, 31,602 m²を転貸するものです。小文地区では地域での話し合いで, 地区外から担い手に入っただくこととなっています。君田町の合同会社 □□□□はもち麦を中心に栽培, 三次町の☆☆ ☆☆さん, 認定農業者ではありませんが, 地域の担い手として耕作されます。説明は以上です。

議 長 質問, 意見はありませんか。

(質問, 意見なし)

議 長 それでは, 議案第 51 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について, 異議ございませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 賛成多数, 異議なしと認めます。

議案第 51 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について, 承認することに決めます。

以上で, 本日の議案審議の全てが終了いたしました。

引き続き, 事務局から一般報告や協議事項等があればお願いします。

委員の皆様から何かございますか。

(事務連絡)

以上で, 本日の総会の全てを終了いたします。

局 長 次回は, 12 月 5 日(水) 午後 1 時 30 分から, 三次市役所 6 階 601 会議室で総会を

開催する予定です。

以上で平成 30 年度第 8 回農業委員会総会を終了します。

平成 30 年 11 月 5 日